

最高裁秘書第2572号

令和3年8月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

5月14日付け（同月17日受付、第030194号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 2月25日付け御見積書（片面で1枚）
- (2) 3月18日付け御見積書（片面で1枚）
- (3) 4月1日付け請書（両面で3枚）
- (4) 4月1日付け公募サービス申込書（片面で1枚）
- (5) 「最高裁判所 最高裁のデジタル化推進を牽引するIT領域のジェネラリスト」と題する文書（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（各業務の単価）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当するところから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (2) 1の(2)の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者の印影及び各業務の単価）が記載

されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

- (3) 1の(3)の文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者の印影）及び裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (4) 1の(4)には、個人識別情報（署名及び裁判所職員の印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

用度課
3.3.-2
受領

御見積書

発行日：令和3年2月25日

最高裁判所 御中

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

渋谷クロスツワー12F

株式会社ビズリーチ

代表取締役 多田 洋祐

TEL: 03-6450-6505



IT人材採用支援業務に係るお見積り

有効期限：令和3年4月30日

(単位：¥/円)

商品名	事業に要する額（合計）	内訳
1.ビズリーチ公募	¥900,000	
業務本体価格	¥900,000	
消費税及び地方消費税	¥90,000	業務本体価格*10%
合計（税込）	¥990,000	

【備考】

--

用度課
3.3.26
受領

御見積書

発行日：令和3年3月18日

最高裁判所 御中

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

渋谷クロスタワー12F

株式会社ビズリーチ

代表取締役 多田 洋祐

TEL: 03-6450-6505

採用支援広告サービスの提供に係るお見積り

有効期限：令和3年4月30日

(単位：¥/円)

商品名	事業に要する額(合計)	内訳
1.ビズリーチ公募	¥900,000	
業務本体価格	¥900,000	
消費税及び地方消費税	¥90,000	業務本体価格*10%
合計(税込)	¥990,000	

【備考】

--



言青書

採用支援広告サービスの提供（以下「業務」という。）に関する令和3年4月1日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容等、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 採用支援広告サービスの提供
- (2) 期 間 契約日から令和3年8月10日まで
- (3) 業務内容等 別添仕様書のとおり
- (4) 契約金額 金990,000円
(うち消費税及び地方消費税額90,000円を含む)
- (5) 納入場所 別添仕様書のとおり

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員らに必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。
(代金の支払)

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りで

用度課
3.4.16
受領

仕様書

1 案件名

採用支援広告サービスの提供

2 業務実施期間

令和3年4月1日（木）から7月31日（土）まで

3 目的

裁判手続のIT化等に適切に対応していくに当たり、IT技術に関して高度な専門的知識経験を有する任期付職員を採用するため、以下のスケジュールを目安に効率的な採用広告等を行って応募者を広く募ることで、適任者を確保する。

(1) 4月

受注者のホームページ内に特集ページを作成する広告等に関する契約締結・採用広告準備

(2) 5月

インターネット上の記事掲載を中心とした採用広告（公募手続）実施

(3) 6月末まで

発注者において、応募者に対し選考手続実施、合格者決定

(4) 8月1日

採用

4 業務内容

(1) 業務予定表の作成及び提出

受注者は、令和3年4月6日（火）までに、本件業務の業務スケジュールを記載した業務予定表を作成し、発注者の承認を受けること。

(2) ミーティング（導入（及び定例））の実施

本件業務を円滑に実施するため、最高裁判所内において導入ミーティング及び定例ミーティングを開催するので、受注者はこのミーティングに参加（ウェブ会議ソフト等によるリモート参加も可）し、業務の進捗状況等を報告すること。

(3) 発注者ヒアリング（人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成等に関するもの）の実施

受注者は、発注者に対するヒアリング（書面によることも可）を行い、発注者の人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成に関する事項等を確認し、(4)のウェブ掲載記事等を作成すること。

(4) ウェブ掲載記事原稿（案）の作成

東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所

イ 提出方法

提出物は電子データによる。

電子データは、[REDACTED] のいずれかで読み

取り可能な形式又はP D Fデータとし、電子メールにて提出すること。

6 その他

(1) 提出物に関する知的財産権の帰属

本案件により作成された提出物等に関する知的財産権は、いずれも受注者に帰属する。

(2) 守秘義務

ア 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

イ 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えないしないこと。

ウ 受注者の故意又は過失によって、前記ア又はイの秘密が外部に漏えいする等の事故が発生し、又はそのおそれが生じた場合には、受注者は直ちに事故の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

エ 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。

(3) 費用負担

本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途発注者に請求しないものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項等について

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者の双方の協議によって決定するものとする。

公募サービス申込書

■以下の内容を確認、承諾の上、以下条件にて申し込みます。
 「システム利用約款Ver.1.0」(令和2年3月16日改定／適用)／「スカウト関連事務業務代行約款」(平成28年8月8日一部改訂)／「掲載・表記規定」(平成28年8月8日一部改訂)

申込日	2021年4月1日	利用開始日	2021年5月13日	利用終了日	2021年6月9日
-----	-----------	-------	------------	-------	-----------

お申込者	会社名	最高裁判所	印
	所在地	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2	
	担当者	部署・役職 事務局人事局総務課 課長補佐 氏名 [REDACTED]	[REDACTED]
E-mail: sc.jinji.soumuka@wm.courts.jp			

※ご請求先が上記と異なる場合は【必須】でご記入ください

請求先	会社名	最高裁判所	印
	所在地	〒	
	担当者	部署・役職 事務局人事局総務課 役務調達係 氏名	印

支払い規定	別途利用企業に提出する請書に準ずる		支払い方法	銀行振り込み(一括)
商品コード	商品名	基本利用料 (税別)	期間	その他商品内容
BR-1810-CRS-PF-58659	公募サービス	¥900,000	上記、利用開始日、 終了日に準ずる	・取材、撮影含む ・入社時の成功報酬:ご契約プランに準ずる

■注意

1. 利用企業は、申込後、利用開始日または利用終了日の変更を除き、申込の取消または申込内容の変更等をすることはできないこと。
 また、求職会員が入社後に退職した場合その他のいかなる場合であっても、発生したシステム利用料の振替・返金はできないことを了承します。
2. 「公募サービス」(以下、「本プラン」といいます)には、次のサービスが含まれます。
 - ①「ビズリーチ」サイト内における特設ページの制作および掲載
 (なお、掲載期間は本申込書に定める利用開始日から利用終了日までとし、以下、「掲載期間」といいます。また掲載の様様・方法については別途商品ごとに定めるものとします。)
 - ②無料会員による応募を可能とする設定期間
 - ③特設ページの掲載等に関する会員向けメールマガジンの配信
 - ④ビズリーチ利用契約に付与されているプラチナスカウトがある場合は、掲載期間を通じ任意のタイミングでご利用いただけます。
 - ⑤本プランに基づき掲載した特設ページの求人へ応募し、入社に至った求職会員にかかる成功報酬は、ビズリーチ利用契約に記載された料率または金額に準じます。
 - 尚、特設ページの求人への応募より前に、利用企業が送信したプラチナスカウト(本申込書に基づき付与されるものも含みます)への返信があった場合にも、当該返信時におけるビズリーチ利用契約に基づく成功報酬が発生します。
5. 入社とは、求職会員が、従業員・業務委託契約者・コンサルタント・代理人等の形態は問わず、利用企業と雇用関係に類する契約を結び、業務を開始した状態のこととします。
6. 本プランに基づく制作物(文章、画像、プログラム、デザイン、動画、写真等を含むがこれらに限られません)に関する著作権その他の知的財産権は、利用企業または第三者が伝前から権利を有するものを除き、当社に帰属するものとし、当社の許諾なしに使用することはできません。
7. 利用企業は、当社に対して提供する情報、資料その他の制作物の素材がいかなる第三者の著作権、著作者人格権、パブリシティ権、肖像権、その他法律上保護される利益を侵害しておらず、法令、条例その他の規則または公序良俗に違反しないことを表明し保証します。
8. 当該表明および保証について疑惑がある場合、当社は利用企業に本プランに基づくサービスの全部または一部を提供できない場合があります。
9. また、本プランに基づく制作物またはその利用が第三者の権利を侵害するものとして当社がなんらかの苦情の申立または請求を受けた場合、利用企業はその費用と責任において、これを処理・解決するものとします。
10. 本プランは利用企業と当社との間で別途ビズリーチ利用契約を締結していることを前提としております。
11. 本申込書に記載のない事項については、当該ビズリーチ利用契約が適用されるものとします。
12. 利用企業と当社との間のビズリーチ利用契約が、掲載期間を経過する日までに終了した場合には、当該ビズリーチ利用契約の終了日をもって本プランに基づくサービスを終了するものとします。
- この場合であっても、利用企業は、システム利用料の支払いの全部又は一部を免れることはできず、また当社に返還の請求をすることができます。
13. 利用企業は、プラウザまたはアプリケーションによって、本申込における掲載期間後の特設ページの表示について、差異があることを予め承諾するものとします。
14. 本プランに基づき、自社セミナーへの集客を行なうセミナー主催者を掲載した場合、各応募に対する選考ステータスは必ず当社へ報告するものとする。
15. 進捗報告を行っていない場合、次回以降「セミナー主催者」の掲載などに実施はできないことを了承するものとします。
- 但し、上記の進捗報告が適正になされ、進捗報告を行っていないことが解消された場合はこの限りではありません。

最高裁判所

最高裁のデジタル化推進を牽引する IT 領域のジェネラリスト

【募集背景】

裁判手続については、ここ数年で IT 化に向けた検討が大きく進んでいます。

民事訴訟手続については、既に、ウェブ会議等を活用した運用が始まっています。政府においては、2025 年度中にオンラインで訴状等を提出できるようにすることを目指して法改正の検討が進んでいます。また、刑事裁判についても、今年 3 月、政府により検討会が設置され、刑事手続における捜査・公判の IT 化方策の検討が開始されています。さらに、今後、家庭裁判所や民事訴訟手続以外の民事事件の各分野（民事保全、執行、倒産手続等）における IT 化の検討も加速していくことが見込まれています。

こうした背景事情のもと、裁判手続等の IT 化をますます本格的に進め、IT 化によって、これまで以上に利用しやすく質の高い裁判手続を実現していくために、最高裁判所は、今年 4 月に、IT 化に向けた全体調整や総合戦略策定の中心的役割を担う「デジタル推進室」を立ち上げました。

今回は、この「デジタル推進室」において、裁判所の情報通信基盤の企画、設計、構築及び運用保守等の役割を担う専門人材を募集します。具体的にお任せするのは以下の業務となります（担当業務は各人の適性、業務の都合に基づき一部変更となる場合もあります。）。

【業務内容】

裁判手続の IT 化及びクラウド化に対応する裁判所の情報通信基盤の企画、設計、構築及び運用保守等に係る業務

1) 裁判所の新たな情報通信基盤の企画・設計業務

今後、各種裁判手続の IT 化が進み、また、裁判所職員のテレワーク環境の整備も課題となる中で、これらのニーズに応えるために、新たな情報通信基盤（各種システム、ネットワーク、端末セキュリティ等）の在り方を検討していただきます。

2) 大容量通信を可能にする裁判所全体の新たなネットワークの構築に向けた企画立案・設計業務

今後、通信容量の更なる飛躍的増加が見込まれる中、裁判所全体のネットワーク構成の在るべき姿について検討していただき、現行のネットワーク構成からの移行に向けた計画の立案等を行っていただきます。

3) 既存システムのクラウド移行を含むシステムの刷新に向けた企画立案業務

今後、裁判所全体のシステムの最適化に向けては、クラウドの利用を積極的に検討していく必要があります。システムごとの優先順位を付けながら、全体最適化の観点から、クラウド移行を含めた既存システムの刷新に向けた検討を進めていただきます。

日本全国に約460か所の拠点を持ち、約2万6000人が働く極めて大きな組織であり、24時間365日対応を求められる業務もあるなど、IT化に向けた大きな課題がある裁判所において、裁判所の情報通信インフラの抜本的見直しに向け、中心的な役割を果たしてほしいと考えています。

裁判についての知識の有無は問いません。むしろ、プレスト段階からIT関係の知識経験に基づくアイデアを出していただき、「業務改革（BPR）と通信基盤（ネットワーク）の刷新の同時並行的検討」をしていきたいと考えています。

情報システムの企画、開発等に係る知見と経験を、司法・裁判所の現場のIT化を実現するための情報システムの構築という新しい分野で活かしたいという想いと、柔軟な発想をお持ちの方にお越しいただきたいと考えています。

【担当部署】

審議官室（デジタル推進室）

情報ネットワーク専門官（課長補佐級）

【利用する主なシステム等】

◆Microsoft Azure

◆AWS

【選考方法】

① 書類選考（ビズリーチに登録している職務経歴書による）

② 口述試験

ア 1次試験（①の合格者に対し、オンラインの方法（Zoomミーティング）により実施します。）

イ 2次試験（②アの合格者に対し、対面の方法により実施します。）

※②、③の日程及び詳細は別途ご連絡します。

【応募資格】

次のいずれかに該当する方は、今回の募集に応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない方（以下のいず

れかに該当する方)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

【注意点】

採用予定数は1名ですが、選考の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせることがあります。

労働条件

任期付の常勤の国家公務員として、採用いたします。詳細については、最終面接時にご説明いたします。

■給与

これまでの経験等を考慮の上、国家公務員の給与規程（裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等）に基づき決定します（例示の金額は、地域手当、本府省業務調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当を含んだものです。）。

※（例）専門官、年齢：35歳、家族構成：配偶者、子2人の場合の年間給与は、約750万円

（例）専門官、年齢：45歳、家族構成：配偶者、子2人の場合の年間給与は、約870万円

■期間：令和3年8月1日から3年間（予定）

※採用日は、本人の事情等を考慮して8月2日以降とすることもあります。

※職務の状況によって、任期の更新もあり得ます。

■勤務時間

8時30分から17時45分までの間で実働7時間45分で選択制（昼休み45分）
上記勤務は、必要に応じ超過勤務があります。

■休日・休暇

週休2日（土・日）、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）

年次休暇 20 日（年の途中の採用の場合は、在籍期間に応じて決定）、特別休暇（夏季、忌引等）、病気休暇、介護休暇等があります。

■諸手当・福利厚生

- ・地域手当
- ・本府省業務調整手当
- ・通勤手当
- ・扶養手当
- ・住居手当
- ・期末手当、勤勉手当
- ・国家公務員共済組合へ加入
- ・退職手当（勤続 6 月以上）

■その他

口述試験（2 次試験）に合格し、採用される方には、各自で健康診断を受検し、結果を提出していただきます。

WANT

次のいずれかの職務経験及び資格を有することが望ましい

【職務経験】

- ① 各府省、地方自治体又は民間企業のネットワークシステム（ユーザー数 1,000 人程度以上）の企画、設計、開発、構築又は運用・保守等の業務経験を有すること（5 年以上）
- ② 各府省、地方自治体又は民間企業の業務系情報システムの企画、設計、開発、構築又は運用・保守等に係る業務経験を有すること（5 年以上）
- ③ 各府省、地方自治体又は民間企業の情報システムのクラウド化への移行若しくは新規構築に関する企画、開発、又はクラウド化された情報システムの運用・保守等の経験を有すること
- ④ AWS 又は Microsoft Azure を用いた情報システムの構築に関わった業務経験を有すること

【資格】

- ① 情報処理技術者資格のうち、応用情報処理技術者試験若しくは高度試験又はこれらに相当する試験に合格していること
- ② IT スキル標準 V3 「IT アーキテクト」、「IT スペシャリスト」 レベル 3 以上の資格を有すること

その他

- ・「今までの業務の在り方自体を変えていく」というDXのマインドを持っている方
- ・これまでの経験を活かしつつ、新たな分野、業務内容にも積極的に挑戦し、成長したいという気概を有している方
- ・柔軟な発想を持ち、新たな分野でも、これまでの経験を応用して自身の強みとすることができる方
- ・新しい環境に順応し、多様な関係者と円滑なコミュニケーションを行うことができる方
- ・プロジェクトを推進するリーダーシップを有している方